

離島対策事業協力

○離島における使用済み家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の排出者が負担する製造業者等への引渡に係る収集運搬費用は、海上輸送を伴うことから本土に比して高額となりがちである。そこで、その費用軽減に積極的に取り組む自治体を対象に、合理的に算出された1台当たりの海上輸送費用の原則全額を製造業者等が助成する制度である。助成金は自治体に対し支払われるが、排出者の負担が軽減される仕組みとなっていることが肝要である。

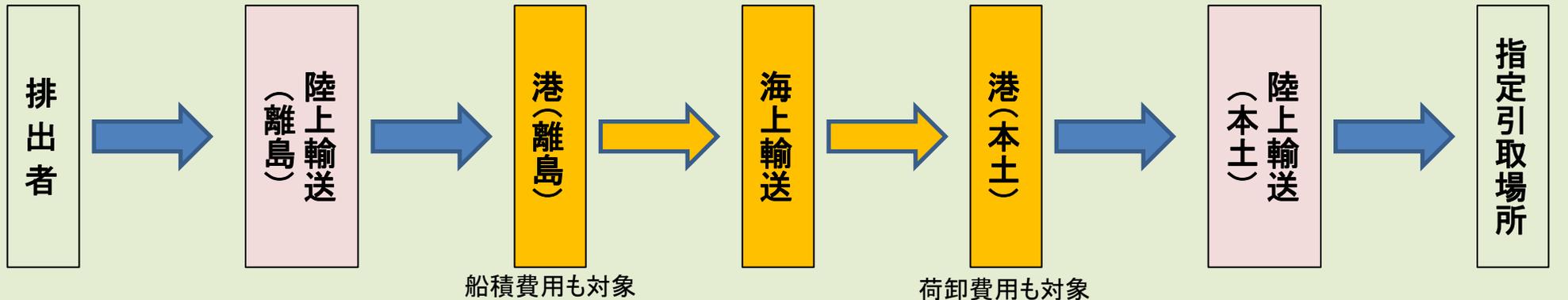
○事業の実施期間 毎年1月～12月(12か月間)

○事業の募集期間 事業前年の7月初旬～8月下旬

○詳細は https://www.aeha.or.jp/recycle/koubo/ritou_2025.html または

一般財団法人家電製品協会 事業協力室 kyouryoku@aeha.or.jp までお問合せください

<制度概要>



補助対象 { 輸送事業: 市町村が自ら輸送または事業者に委託して輸送する事業
補助事業: 市町村から海上輸送を行う者に対して補助金を交付して輸送する事業

助成額: 合理的に算出された1台当たりの海上輸送費用の原則全額